

### 3. 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

（施行規則第11条）

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		※(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75 デシベル	午後7時から 翌日の午前7 時まで	午後10時から 翌日の午前6 時まで	10 時間	14 時間	6 日	日曜日その他の 休日

- 注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値  
 2. 75dBを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。  
 3. 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は次のとおりである。

（昭和53年3月10日 県告示第335号）

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特定養護老人ホームの敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

### 4. 道路交通振動の限度（要請基準）（法第16条第1項）

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（施行規則第12条）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
		午前7時から午後8時まで
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備 考 岩手県における区域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

《悪臭関係》

1. 規制基準等

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、以下のとおりの規制が行われる。

1. 地域の指定 (法第3条)

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。

指定(告示)年月日	施行年月日	市町村名	
		特定悪臭物質	臭気指数
S49.3.18	S49.4.1	北上市	
S49.12.14	S50.1.1	盛岡市、大船渡市	宮古市、釜石市、
S61.3.14	S61.4.1	花巻市	久慈市
S63.3.15	S63.4.1	奥州市	
H6.3.25	H6.4.1	矢巾町	

2. 規制基準

(1) 敷地境界線上における規制基準 (法第4条第1項第1号、法第4条第2項第1号)

規制地域(悪臭規制地域)内における事業場の敷地境界線の地表における規制基準は、次表のとおりである。

(平成20年2月29日県告示第113号)

規制地域の区分	特定悪臭物質	臭気指数	対応する臭気強度	
規制地域のうち 都市計画法の工業 地域及び工業 専用地域	アンモニア	2 ppm	15	3
	メチルメルカプタン	0.004		
	硫化水素*	0.06		
	硫化メチル	0.05		
	二硫化メチル	0.03		
	トリメチルアミン	0.02		
	アセトアルデヒド	0.1		
	プロピオンアルデヒド	0.1		
	ノルマルブチルアルデヒド	0.03		
	イソブチルアルデヒド	0.07		
	ノルマルパレルアルデヒド	0.02		
	イソパレルアルデヒド	0.006		
	イソブタノール	4		
	酢酸エチル	7		
	メチルイソブチルケトン	3		
	トルエン	30		
	スチレン	0.8		
	キシレン	2		
プロピオン酸	0.07			
ノルマル酪酸	0.002			
ノルマル吉草酸	0.002			
イソ吉草酸	0.004			
規制地域のうち 上記以外の地域	アンモニア	1 ppm	12	2.5
	メチルメルカプタン	0.002		
	硫化水素	0.02		
	硫化メチル	0.01		
	二硫化メチル	0.009		
	トリメチルアミン	0.005		
	アセトアルデヒド	0.05		
	プロピオンアルデヒド	0.05		
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
	イソブチルアルデヒド	0.02		
	ノルマルパレルアルデヒド	0.009		
	イソパレルアルデヒド	0.003		
	イソブタノール	0.9		
	酢酸エチル	3		
	メチルイソブチルケトン	1		
	トルエン	10		
	スチレン	0.4		
	キシレン	1		
プロピオン酸	0.03			
ノルマル酪酸	0.001			
ノルマル吉草酸	0.0009			
イソ吉草酸	0.001			

(2) 排出口における規制基準

特定悪臭物質（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値を元に次の式により算出した種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量 (Nm<sup>3</sup>/h)

H<sub>e</sub> : 有効煙突高さ (m)

C<sub>m</sub> : 敷地境界線上の基準値 (ppm)

ただし、H<sub>e</sub>が5m未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

※ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \sqrt{(Q \times V)}) / (1 + (2.58 / V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q (T - 288) \times (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \times V)}) \times (1460 - 296 (V / (T - 288))) + 1$$

(これらの式において、H<sub>e</sub>、H<sub>o</sub>、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

H<sub>e</sub> 補正された排出口の高さ (m)

H<sub>o</sub> 排出口の実高さ (m)

Q 温度15度における排出ガスの流量 (m<sup>3</sup>/s)

V 排出ガスの排出速度 (m/s)

T 排出ガスの温度 (ケルビン=°C+273)

(3) 排出水中における規制基準

特定悪臭物質（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排出水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C<sub>Lm</sub> : 排出水中の濃度 (mg/ℓ)

k : 下表の値

C<sub>m</sub> : 敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

悪臭物質	流 量 Q (m <sup>3</sup> /秒)		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫 化 水 素	5.6	1.2	0.26
硫 化 メ チ ル	32	6.9	1.4
二 硫 化 メ チ ル	63	14	2.9

(注) メチルメルカプタンについては、0.002mg/ℓを規制基準の下限とする。

## 2. 臭気強度等

### 1. 臭気物質の濃度と臭物強度の関係

単位：ppm

	物質名	臭気強度							
		1 やっと感知 できるにお い	2 何のにおいで あるかわかる 弱いにおい	2.5	3 らくに感知 できるにお い	3.5	4 強いにおい	5 強烈なにお い	
含 硫 黄 化 合 物	硫化水素	0.0005	0.0056	0.019	0.063	0.21	0.72	8.1	
	メチルメルカプタン	0.00012	0.00065	0.0016	0.0041	0.01	0.026	0.16	
	エチルメルカプタン	0.000017	0.00029	0.0012	0.005	0.021	0.086	1.5	
	硫化メチル	0.00012	0.0023	0.01	0.044	0.19	0.83	16	
	硫化エチル	0.00039	0.0033	0.0095	0.028	0.08	0.23	2.0	
	二硫化メチル	0.00028	0.0029	0.0092	0.03	0.096	0.31	3.2	
含 酸 素 化 合 物	アル デ ヒ ド 類	ホルムアルデヒド	0.41	1.9	3.9	8.4	18	38	170
		アセトアルデヒド	0.0015	0.015	0.047	0.14	0.46	1.4	14
		アクロレイン	0.03	0.14	0.29	0.63	1.4	2.9	13
		プロピオンアルデヒド	0.0015	0.015	0.046	0.14	0.45	1.4	13
		n-ブチルアルデヒド	0.00032	0.0029	0.0089	0.027	0.082	0.25	2.3
		イソブチルアルデヒド	0.0009	0.0079	0.023	0.069	0.21	0.61	5.3
		n-バレールアルデヒド	0.00071	0.0038	0.009	0.021	0.049	0.11	0.62
		イソバレールアルデヒド	0.00019	0.0011	0.0025	0.0059	0.014	0.032	0.18
		ケ ト ン 類	アセトン	30	110	210	400	760	1400
	メチルエチルケトン		2.9	10	13	35	64	120	410
	メチルイソブチルケトン		0.17	0.68	1.4	2.8	5.5	11	45
	エ ス テ ル 類	酢酸メチル	7.3	21	36	61	100	180	510
		酢酸エチル	0.25	1.4	3.2	7.4	17	40	220
		アクリル酸メチル	0.0029	0.017	0.041	0.1	0.24	0.59	3.5
		アクリル酸エチル	0.0002	0.0013	0.0032	0.008	0.02	0.05	0.31
		メタアクリル酸メチル	0.15	0.47	0.82	1.4	2.5	4.4	14
		酢酸n-ブチル	0.066	0.5	1.4	3.8	10	29	220
		アクリル酸n-ブチル	0.00028	0.0027	0.0087	0.027	0.087	0.27	2.7
	脂 肪 酸 類	プロピオン酸	0.0024	0.013	0.03	0.069	0.16	0.37	1.9
		n-酢酸	0.000068	0.00041	0.001	0.0024	0.006	0.015	0.087
		イソ酢酸	0.0014	0.007	0.016	0.035	0.078	0.18	0.88
		n-吉草酸	0.0001	0.00045	0.00093	0.0019	0.004	0.0082	0.035
		イソ吉草酸	0.000053	0.00044	0.0013	0.0037	0.011	0.03	0.25
	脂 ア ル コ ー ル 族	メチルアルコール	57	200	374	700	1300	2500	8600
		エチルアルコール	0.36	6.1	25	100	410	1700	28000
		イソブタノール (イソブチルアルコール)	0.012	0.22	0.93	4.0	17	74	1400
	芳 香 コ ー ル 族	フェノール	0.012	0.059	0.13	0.3	0.68	1.5	7.7
o-クレゾール		0.00038	0.0061	0.025	0.099	0.4	1.6	26	
m-クレゾール		0.00013	0.0024	0.01	0.044	0.19	0.81	15	
p-クレゾール		0.000042	0.0019	0.013	0.086	0.58	3.9	180	
ア ン モ ニ ア 類	アンモニア	0.15	0.59	1.2	2.3	4.6	9.2	37	
	メチルアミン	0.00095	0.0089	0.027	0.084	0.26	0.79	7.4	
	ジメチルアミン	0.00077	0.013	0.055	0.23	0.94	3.9	66	
	トリメチルアミン	0.00011	0.0014	0.0052	0.019	0.067	0.24	3.0	
	ジエチルアミン	0.03	0.3	0.95	3.0	9.5	30	300	
	芳 香 族 炭 化 水 素 類	トルエン	0.92	4.8	11	25	56	130	660
スチレン		0.033	0.17	0.38	0.84	1.9	4.3	22	
キシレン(o:m:p=1:2:1)		0.11	0.52	1.1	2.3	4.9	10	47	
o-キシレン		0.18	0.72	1.4	2.9	5.7	11	46	
m-キシレン		0.12	0.56	1.2	2.7	6.5	13	63	
p-キシレン		0.12	0.52	1.1	2.3	4.7	9.8	42	
イソプロピルベンゼン		0.015	0.11	0.29	0.79	2.1	5.7	42	
1,2,1-トリメチルベンゼン		0.028	0.22	0.6	1.7	4.6	13	98	
1,3,5-トリメチルベンゼン		0.036	0.29	0.81	2.3	6.5	18	150	
そ の 他	(配合ブチン)	1.1	4.2	8.1	16	31	60	230	
	イソブテン	6.5	20	35	62	110	190	590	
	テトラクロロエチレン	1.8	8.0	17	35	72	150	640	

注) 下線を付した物質は、現在悪臭防止法において臭気強度 2.5~3.5 に対応する濃度範囲内で規制基準が設定されている。

2. 悪臭物質と主要発生源事業場

物質名	化学式	におい	主な発生源
アンモニア	$\text{NH}_3$	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	$\text{CH}_3\text{SH}$	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	$\text{H}_2\text{S}$	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	$\text{CH}_3\text{SSCH}_3$		
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CHO}$	青ぐさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい	化学工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれたくつ下のにおい	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$		
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$		
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$		
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$		
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$		
ノルマルバレールアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$		
イソバレールアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$		

(ダイオキシン類)

1. 環境基準 (法第7条)

(平成 11. 12. 27 環境庁告示第 68 号)  
 (改正 平成 14. 7. 22 環境庁告示第 46 号)

大気に係る環境基準	0.6pg-TEQ <sup>*</sup> /m <sup>3</sup> 以下
水質に係る環境基準 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質に係る環境基準	150pg-TEQ/ℓ以下
土壌に係る環境基準	1,000pg-TEQ/g 以下

- 備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。